

## くしぶち万里議員の弁明全文（衆議院懲罰委員会 2023年5月31日）

本日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。

5月18日の本会議壇上における私の行動につきまして、行き過ぎた行為であったことをおわび申し上げます。また、大串委員長を始め、ここにご列席の懲罰委員の先生方にお集まりをいただいたことは、私自身も本意ではなく、申し訳なく感じております。

議会制民主主義の根幹を支える国会は、言論の府であります。

明治の時代、自由と民権を旨とし、先人たちが国会を開設したときの歴史を振り返っても、国会とは、いかなる思いがあっても、言葉を武器にして闘っていく場であり、それが国会議員の役割であることを深く理解するものです。

私は、言論において国民の思いを伝え、あるべき政治を追求していくことを本義とするとともに、先日の行動を反省した上で、今後は、院の秩序とルールを最大限尊重することを言明いたします。

一方、25日の身上弁明で、そんな私を突き動かしたのは、憲法の前文、すなわち「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」、この言葉であったことを述べさせていただきました。

また、国会における秩序とルールを守ることと、国民の代表として求められている行動との間に大きなそごが生じた場合にどうすべきか、最後まで悩み抜いた結果であることもお伝えいたしました。

ここで、委員長及び先生方にご理解いただきたいことがあります。

本会議における懲罰動議の趣旨弁明の中には、確信犯的なパフォーマンスという言葉がありました。

前半は認めますが、後半は是認することができません。

まず、確信犯とは、ドイツの刑法学者、グスタフ・ラートブルフの言葉に由来しますが、政治的、宗教的等の信念に基づいて正しいと信じてなされる行為のことであります。

この点でいえば、少なくとも、18日のあの日、あの場所において、私としては、憲法に従って、国民の代表として求められている行為と信じておりました。

無論、犯罪ではありませんので、確信犯そのものではありませんが、行為の意図をお酌み取りいただいたことに感謝を申し上げます。

一方で、パフォーマンスといった軽々しい言葉では表せない、誠に重大な決断であったことはお伝えしなければなりません。

フランスの人権宣言第2条には、このように書かれています。

全ての政治的組織の目的は、人間の生まれながらの、かつ取り消し得ない権利の保全である。

それらの権利は、自由、所有権、安全及び圧制に対する抵抗である。

今から振り返ってみれば、18日の壇上における行為は、適切とは言い難い行動であったことは認めるところです。

しかし、同時に、それは、人類が積み重ねてきた歴史に由来する抵抗権を、増税と負担増に苦しみ、新しい戦前になるのではないかと、そう危機感を募らせる多くの国民を代表して表現した行為であり、やむにやまれぬ思いであったという心情については、どうかお分かりいただければ幸いです。

最後に、この人権宣言の流れをも引き継ぐ日本国憲法、特に私の好きな憲法97条を読み上げ、終わりたいと思います。

「日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

国益なくして人権なしという驚くべき発言まで飛び出す本国会において、国民の厳粛な信託を受けた国政が間違った道を選択しないよう、たった1人の小さな力ではありますが、諦めずに国民の代表者として働いていくことを改めて全国民にお誓い申し上げます。

この度は、本会議壇上における行き過ぎた行為について、重ねておわびを申し上げ、私の弁明といたします。